

# 土壤汚染対策法に基づく 土地の形質変更に係る届出の手引き

宇都宮市 環境保全課

令和4（2022）年7月 第5版

## 1 はじめに

土壤汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号，以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定により，宇都宮市内において 3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更をしようとする者は，その行為に着手する日の 30 日前までに，宇都宮市長に届出を行う必要があります。

また，法第 3 条第 7 項の規定により，法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受けた土地における 900 m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更をしようとする土地所有者等は，その行為に着手する前に，宇都宮市長に届出を行う必要があります。

この手引きは，当該届出を土地所有者等が円滑に行えることを目的として作成しています。

## 2 届出が必要な行為

土地の形質変更の合計面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上（有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地にあつては 900 m<sup>2</sup>以上）となる行為を行う場合に届出が必要となります。

※ 掘削と盛土の別を問いませんが，土地の形質変更が盛土のみである場合や，以下の行為については届出不要です。

### 【届出を要しない行為】

#### ① 次のいずれにも該当しない行為

- イ 土壤を当該土地の形質変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
- ロ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質変更を行うこと
- ハ 土地の形質変更に係る部分の最も深い部分が地表から深さ 50cm 以上であること  
(例えば，道路が 60cm の路盤（構造物）で覆われている場合において，その路盤をはがす行為も，50cm 以上掘削することになる。)

#### ② 農業を営むために通常行われる行為であつて，①イに該当しないもの

#### ③ 林業の作業路網の整備であつて，①イに該当しないもの

#### ④ 鉱山関係の土地（鉱山保安法に規定する鉱山）において行われる形質変更

#### ⑤ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

## 3 届出者

(1) 法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受けた土地の形質変更の場合（法第 3 条第 7 項に基づく届出）  
「土地の所有者，管理者又は占有者」が届出を行います。

(2) 上記以外の土地の形質変更の場合（法第 4 条第 1 項に基づく届出）  
「土地の形質の変更をしようとする者（※）」が届出を行います。

※ 施工に関する計画内容を決定する者

## 4 届出の提出方法

### (1) 提出先

宇都宮市 環境部 環境保全課 調査指導グループ

- ・ 住 所：〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号（宇都宮市役所12階）
- ・ 電 話：028-632-2420
- ・ F A X：028-632-5279
- ・ メールアドレス：u0711@city.utsunomiya.tochigi.jp

### (2) 提出期限

- ア 法第3条第7項に基づく届出  
土地の形質変更に着手する前まで
- イ 法第4条第1項に基づく届出  
土地の形質変更に着手する日の30日前まで

※ 「着手する日」：土地の形質変更そのものに着手する日で、契約事務や設計等の準備行為は含みません。

### (3) 提出部数

2部（正本1部，副本1部）

※ 副本は複写でも可とし，受付印押印後，返戻します。

## 5 届出審査等について

### (1) 法第3条第7項に基づく届出

法に基づく土壤汚染状況調査の実施を命令します。

### (2) 法第4条第1項に基づく届出

- ・ 届出内容の審査の結果，届出に係る土地について土壤汚染のおそれがあると判断した場合には，当該土地の所有者等に対し，法に基づく土壤汚染状況調査の実施を命令します。
- ・ 土壤汚染のおそれの有無については，法施行規則第26条に基づき判断します。
- ・ 土壤汚染状況調査後のながれについては，別途お知らせします。

6 届出書及び添付書類

提出書類	
○届出書	
・ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（規則様式第6）	・・・【参考1】
○添付書類	
(1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面等（別紙1～5）	
別紙1 土地の位置図（1/25,000 または1/10,000 程度）	
別紙2 掘削と盛土の位置を明確に示した図（以下を添付する。）	
・ 平面図（土地の形質の変更に係る部分の面積を明記したもの）	
・ 断面図（土地の形質の変更に係る部分の深さを明記したもの）	
別紙3 土地の登記事項証明書（「履歴事項全部証明書」）の写し	
（届出日から <b>3か月以内</b> のもの）	
別紙4 公図の写し（届出日から <b>3か月以内</b> のもの）	
別紙5 土地利用履歴申出書（法第4条第1項に基づく届出のみ）	・・・【参考2】
（写真（土地の現況がわかるもの）を添付する。）	
(2) 委任状（届出を行政書士等に委任される場合に添付する。）	
(3) 土壌汚染状況調査結果（法第4条第1項に基づく届出の提出前に調査を行った場合のみ）	
（全ての土地所有者等の当該調査の実施について同意を示した書類を添付する。）	

※1 全ての土地の所有者等の形質変更実施についての同意書は必須でなくなりました。

※2 届出の内容により、その他必要な資料を添付していただく場合があります。

※3 「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」と「土地利用履歴申出書」の様式は宇都宮市ホームページからダウンロードできます。

ダウンロード場所：トップページ>市政情報>便利な機能>申請書・届出書>環境保全課（公害）>各種申請書・届出書一覧（土壌）

※4 過去の土地利用に関する情報は、次のような資料で得ることができます。

情報	情報入手先	備考
住宅地図	・ 書籍発行元 ・ 公立図書館	市立図書館 <a href="http://www.lib-utsunomiya.jp/">http://www.lib-utsunomiya.jp/</a>
地図 (1/25,000 明治～) (1/50,000 昭和～)	国土地理院	・ 筑波，東京都の事務所で閲覧可。 ・ 郵送にて写し購入依頼可。
航空写真（昭和30年代～）	国土地理院	国土変遷アーカイブ <a href="http://www.gsi.go.jp/">http://www.gsi.go.jp/</a>